

鴨川市コミュニティバス広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鴨川市有料広告掲載要綱（平成19年鴨川市告示第61号。以下「要綱」という。）第3条の規定により、鴨川市コミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）の車体及び車内に掲載させる広告の取扱いに関し、千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。なお、公共団体等が情報提供のために掲載するものについては、本要領の対象外とする。

(広告の媒体)

第2条 広告を掲載するコミュニティバス車両の運行路線、台数等は、別表第1のとおりとする。ただし、車両点検時等に使用する予備車両は除くものとする。

(広告の種類)

第3条 コミュニティバスに掲載する広告の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 車体広告

(2) 車内天井R面広告

(車体広告の枠数及び掲載位置等)

第4条 車体広告の枠数は、コミュニティバス1台につき1枠とし、掲載位置は、車体の左右側面及び後部面のいずれかのうちから市長が指定する位置とする。

2 車体広告の掲載は、広告が印刷された車両用マグネットシートをコミュニティバスの車体に貼り付ける方法により行うものとする。

(車体広告の広告掲載料等)

第5条 車体広告の広告掲載料は、別表第2のとおりとする。ただし、当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 広告の面積は、広告の縦の最大の長さに横の最大の長さ（これらの長さに10センチメートル未満の端数があるときは、これを切り上げた長さ）を乗じて得るものとする。

(車内天井R面広告の規格、枠数及び広告掲載料)

第6条 車内天井R面広告の規格、枠数及び広告掲載料は、別表第3のとおりとする。

(広告掲載の期間)

第7条 広告掲載の期間は1か月を単位とするものとする。ただし、コミュニティバスの点検、修理、車検等又は天災等により一時的にコミュニティバスの運行を停止する期間については、広告掲載をすることができない。

2 前項の1か月とは、各月の1日から末日までをいう。

3 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）が希望するときは、複数月の申込みをすることができる。ただし、最長6か月間とし、広告の掲載を開始した日の属する年度の末日を越えないものとする。

(広告掲載の募集)

第8条 広告の募集は、広告掲載料、広告掲載の方法その他必要な事項を広報紙、市のホームページ、コミュニティバス車内等に掲載することにより行うものとする。

2 市長は、公募を行うに当たって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(掲載申込み)

第9条 申込者は、鴨川市コミュニティバス広告掲載申込書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市税等の滞納がある者は、申込みをすることができない。

(1) 業務内容等を明らかにする書類等（会社案内、パンフレット等）

(2) 掲載しようとする広告案

2 申込みの締切りは、当該広告の掲載を始めようとする月の前々月の末日までとする。

3 申込みをすることができる広告数は、車体広告又は車内天井R面広告の区分に応じ、一の個人、法人又は団体につき1台当たり1枠とする。

(掲載決定)

第10条 市長は、前条第1項の申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、前項の審査に当たっては、申込者と広告を掲載する位置、広告の大きさ、広告の内容、デザインその他広告の掲載に当たり必要な事項について協議を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、その結果及び条件等を鴨川市コミュニティバス広告掲載・不掲載決定通知書（別記第2号様式）により当該申込者に通知するものとする。

4 市長は、申込者が第4条又は第6条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。この場合において、同順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先することができる。

(1) 公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの

(2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有しているもの

(3) 前号に規定するもの以外の私企業又は事業を営む個人で、市内に事業所等を有するもの

(4) その他私企業又は自営業等

5 前項の規定によっても申込者が枠数を超えるときは、抽選とする。

(広告掲載料の納入)

第11条 前条第1項の規定により広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）

は、市長の発する納入通知書により、指定する期日までに広告掲載料を納入しなければならない。

(広告物の提出)

第12条 広告主は、市長が指定する期日までに掲載しようとする広告物を市長に提出し、確認を受けるものとする。

(広告内容等の変更)

第13条 市長は、広告の内容、デザイン等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に違反していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、掲載期間中に広告の内容を変更しようとするときは、鴨川市コミュニティバス広告掲載内容変更申出書（別記第3号様式）に、変更後の広告案を添付して、市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の申出書の提出を受けたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定する。
- 4 市長は、変更の可否を決定したときは、その結果及び条件等について鴨川市コミュニティバス広告掲載内容変更可否決定通知書（別記第4号様式）により広告主に通知するものとする。

（広告の移動等に係る協議）

第14条 市長は、効率的に広告を掲載するため、既に掲載されている広告を移動させ、又は当該広告の掲載を中止させる必要があると認めるときは、当該広告の広告主に対し、協議を求めものとする。

（掲載の取消し）

第15条 市長は、次のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
 - (2) 指定する期日までに広告物の提出がないとき。
 - (3) 第13条第1項の規定による広告内容の変更の求めに広告主が応じないとき。
 - (4) その他コミュニティバスへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。
- 2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、鴨川市コミュニティバス広告掲載決定取消通知書（別記第5号様式）により、当該広告主に通知するものとする。

（掲載の取下げ）

第16条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げようとするときは、鴨川市コミュニティバス広告掲載中止申出書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。ただし、第14条の協議を行ったことにより広告主が広告掲載を取り下げたときは、この限りでない。

（掲載料の返還）

第17条 市長は、広告主の責に帰さない理由により広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還するものとする。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。
- 3 広告掲載料の還付を受けようとする者は、鴨川市コミュニティバス広告掲載料還付請求書（別記第7号様式）により市長に請求しなければならない。
- 4 第1項の規定により返還する掲載料には利子を付さない。

（広告主の責務）

第18条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理を完了していることを、市長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

（広告の掲載、維持管理及び撤去）

第19条 広告の掲載、維持管理及び撤去は、広告主が行うものとする。

2 広告の掲載、維持管理及び撤去を行おうとするときは、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日に行わなければならない。

(費用負担)

第20条 広告の作成、維持管理及び撤去に要する費用は、広告主が負担するものとする。

2 掲載された広告が消失又は破損した場合において、その修復に要する費用は、広告主の負担とする。ただし、その消失又は破損が市の責めに帰する事由による場合は、市の負担とする。

(原状回復)

第21条 前条の規定により、広告主が費用を負担する場合の作業において、コミュニティバスの車体表面、塗装、構造等を破損したときは、広告主が費用を負担し、原状に回復するものとする。

(免責事項)

第22条 広告主は、第7条第1項ただし書に規定する期間の広告掲載料の返還、損害の補償等を市に請求することができない。

(掲載料の不還付等)

第23条 掲載後、広告主の責に帰すべき理由により掲載が中止となったときは、既納の広告掲載料は返還しない。

2 広告主は、広告掲載後、その責に帰すべき理由により、市に損害を与えた場合はその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第24条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

運行路線	車両	台数
北ルート	日野ポンチョ	1台
南ルート	日野ポンチョ	1台

別表第2（第5条関係）

車体広告

月額広告掲載料 (1枠当たり)	
広告主（所在・住所）が市内の場合	広告主（所在・住所）が市外の場合
広告の面積に1平方メートル当たり 6,000円を乗じて得た額	広告の面積に1平方メートル当たり 9,000円を乗じて得た額

別表第3（第6条関係）

車内天井R面広告

規格 (ミリメートル)	枠数 (1台当たり)	月額広告掲載料 (1枠当たり)	
		広告主（所在・住所）が 市内の場合	広告主（所在・住所）が 市外の場合
B3判横 (364×515) 以下	5	1,000円	1,500円

別 記

第1号様式（第9条関係）

鴨川市コミュニティバス広告掲載申込書

年 月 日

鴨川市長

申請者 住所
氏名 ⑩

鴨川市コミュニティバスへの広告掲載について、鴨川市有料広告掲載要綱及び鴨川市コミュニティバス広告取扱要領に基づく条件等を承諾のうえ、同要領第9条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

連絡先	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	
掲載内容	広告掲載路線名	<input type="checkbox"/> 北ルート ・ <input type="checkbox"/> 南ルート
	広告掲載の種類、位置及び大きさ	<input type="checkbox"/> 車体広告（縦： ×横： = m ² ） <input type="checkbox"/> 左側面 <input type="checkbox"/> 右側面 <input type="checkbox"/> 後部面
		<input type="checkbox"/> 車内天井R面広告（ <input type="checkbox"/> B3判横 <input type="checkbox"/> その他）
	広告掲載期間	年 月から 年 月まで（ か月）
	広告の内容	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風俗営業許可（ 有 ・ 無 ） ※その他の届出（.....） ・ 鴨川市の広告関連規定を遵守します。 ・ 鴨川市税等の滞納はありません。 ・ 鴨川市が市税等納付状況調査を行うことに同意します。 	

- 【添付書類】 1 業務内容等を明らかにする書類等（会社案内、パンフレット等）
2 掲載しようとする広告案

※この欄は記入しないでください。

審 査		備 考
審査日時	年 月 日	
結果	<input type="checkbox"/> 掲載 <input type="checkbox"/> 不掲載	

第2号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

鴨川市長

印

鴨川市コミュニティバス広告掲載・不掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載については、下記のとおり決定したので、鴨川市コミュニティバス広告取扱要領第10条第3項の規定により通知します。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します	
	<input type="checkbox"/> 掲載しません (理由)	
広告の種類	<input type="checkbox"/> 車体広告 <input type="checkbox"/> 車内天井R面広告	
広告の掲載路線及び掲載位置	掲載路線	掲載位置
広告掲載の期間	年 月 から 年 月 まで (か月)	
車体広告の大きさ		
広告掲載料	円 (円/月 × か月)	
納入期限	年 月 日 ※同封の納入通知書により、指定の金融機関でお支払いください。	
広告原稿提出期限	年 月 日	
その他	(1) 指定された期日までに広告掲載料が納入されないときは、広告掲載の決定を取り消します。 (2) 鴨川市コミュニティバス広告取扱要領第15条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、広告掲載を取り消します。	

第3号様式（第13条関係）

鴨川市コミュニティバス広告掲載内容変更申出書

年 月 日

鴨川市長

申請者 住所
氏名

印

鴨川市コミュニティバス広告取扱要領第13条第2項の規定により、鴨川市コミュニティバスへの広告の掲載について、次のとおり広告の内容の変更を申し出ます。

記

広告の変更日	年 月 日	
広告掲載の種類	<input type="checkbox"/> 車体広告 <input type="checkbox"/> 車内天井R面広告	
広告の掲載路線及び掲載位置	掲載路線	掲載位置
広告の内容 (変更前) (変更後)		

【添付書類】

- 1 掲載しようとする広告案

第4号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

鴨川市長



鴨川市コミュニティバス広告掲載内容変更可否決定通知書

年 月 日付で申込みのあった鴨川市コミュニティバスへの広告の掲載内容の変更について、鴨川市コミュニティバス広告取扱要領第13条第4項の規定により、次のとおり決定します。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 承認します	
	<input type="checkbox"/> 承認しません (理由)	
広告掲載の種類	<input type="checkbox"/> 車体広告 <input type="checkbox"/> 車内天井R面広告	
広告の掲載路線及び掲載位置	掲載路線	掲載位置
広告の掲載期間	年 月 から 年 月 まで (月)	
広告原稿提出期限	年 月 日	
広告の内容 (変更前) (変更後)		

第5号様式（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

鴨川市長



鴨川市コミュニティバス広告掲載決定取消通知書

年 月 日付け第 号で決定した広告の掲載について、下記のとおり掲載の決定を取り消したので、鴨川市コミュニティバス広告取扱要領第15条第2項の規定により通知します。

記

取消理由

第6号様式（第16条関係）

鴨川市コミュニティバス広告掲載中止申出書

年 月 日

鴨川市長

申請者 住所
氏名

印

鴨川市コミュニティバス広告取扱要領第16条第2項の規定により、鴨川市コミュニティバスへの広告の掲載について、次のとおり掲載の中止を申し出ます。

記

広告の掲載中止日	年 月 日	
広告掲載の種類	<input type="checkbox"/> 車体広告 <input type="checkbox"/> 車内天井R面広告	
広告の掲載路線及び掲載位置	掲載路線	掲載位置

第7号様式（第17条関係）

鴨川市コミュニティバス広告掲載料還付請求書

年 月 日

鴨川市長

申請者 住所
氏名

印

鴨川市コミュニティバス広告取扱要領第17条第3項の規定により、鴨川市コミュニティバスへの広告掲載料について、次のとおり還付を請求します。

記

還付請求期間	年 月から 年 月まで
請求金額	円
振込先	銀行 農業協同組合 金庫 信用組合 本店 支店 支所
預金種目	1. 普通 2. 当座
口座番号 (フリガナ)	
口座名義人	